2019年度　労働トラブル防止総合講座

働き方改革元年以降の
労務管理・安全衛生管理

働き方改革・外国人
労働者・民法時効改正



5つの労務管理の
重大問題を

疾病労働者の
労務管理・安全衛生管理



パワハラ



同一労働同一賃金



安全配慮義務



５人の労働専門
弁護士が解説

主催　愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・
半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

２０１９年度　労働トラブル防止総合講座　ご案内

長時間労働の是正と非正規労働者の不合理な待遇差禁止等を柱とする、“戦後最大の大波”となる働き方改革関連法が、2019年4月１日から順次施行されます。また、改正入国管理法による外国人労働者の受け入れ拡大も、2019年4月１日から始まります。さらには消滅時効期間を一律5年とする改正民法も、2020年に施行されます。

2019年は働き方改革元年とも言える年で、企業の行う労務管理・安全衛生管理に大きな影響を与えます。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。 ぜひとも多くの皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。

●会　　場　ウインクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4丁目4-38

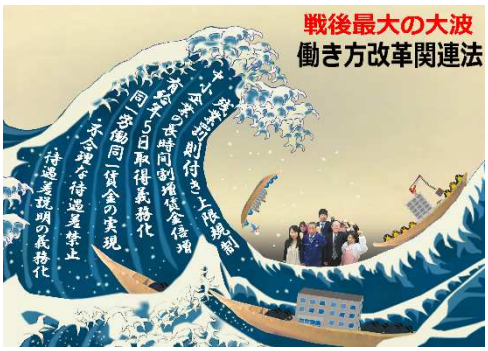
●時　　間　午後１時３０分 ～ 午後４時３０分

●総括ﾃｰﾏ　働き方改革元年以降の労務管理・安全衛生管理について

第1回 2019年6月25日(火)

働き方改革関連法施行、外国人労働者受け入れ拡大、民法時効改正等
「今後想定される労働トラブルと防止のための労務管理」

西脇法律事務所 所長 弁護士　西　脇　明　典　氏



働き方改革関連法の中心となる、長時間労働の是正に関わる改正労働基準法、同一労働同一賃金の実現に関わる改正労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法の施行は、企業の業務推進と人材活用の見直しが必要で、適正な管理が必要です。

また、入国管理法の改正により、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されますが、習慣、文化の違いによる新たなトラブル発生も予想されます。

さらには、民法改正により賃金等の消滅時効が今後は5年となり、現在2年である労働基準法の賃金時効を今後どうするかの検討が、賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会にて行われております。

企業には労働トラブルを防止するための、一層厳格な労務管理の実施が求められます。

そこで働き方改革元年となる2019年以降に。発生が予想されるトラブルとその防止対策について、総括してお聴きします。



【講師プロフィール】

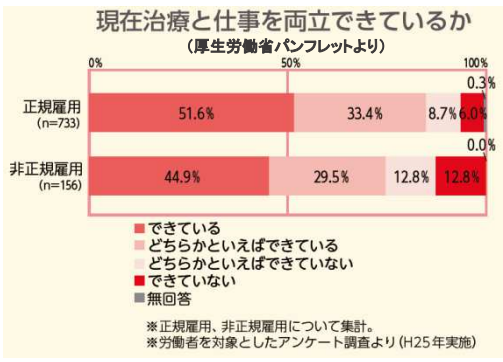
中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも16年間講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あっせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員

第2回 2019年8月30日(金)

採用前からの既往を含む
労働者の疾患への労務管理・安全衛生管理上の対応
「労働者の疾病への就業配慮、解雇・雇止め等の制限」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士　長谷川　ふき子　氏

疾病が理由で1か月以上連続休業する従業員がいる企業割合は、メンタルヘルスが38%、がんが21%、脳血管疾患が12%（平成25年度厚生労働省委託事業アンケート調査）となっており、病気を抱える労働者の92.5%が就労継続を希望しております。



少子高齢化が進み大人材難時代となった現在、企業も優秀な労働者を疾病を理由として失うことは大きな痛手となり、国も「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を策定し、疾病労働者と企業の支援を行っております。

一方、就業上の措置、治療への配慮が十分でなく企業責任を問われた、また、症状の悪化や採用時に既往疾病が分からず、業務が遂行できず雇用の継続が難しくなる等の問題も発生しております。

企業として、疾病を抱える労働者にどのような労務管理・安全衛生管理を行うかをお聴きします。



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知県弁護士会前副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。

第3回 2019年10月11日(金)

都道府県労働局　個別労働紛争解決制度
相談6年・助言指導5年・あっせん4年　連続トップ
「パワーハラスメントの防止と発生時の適正対応」

宮澤俊夫法律事務所　所長　弁護士　宮　澤　俊　夫　氏

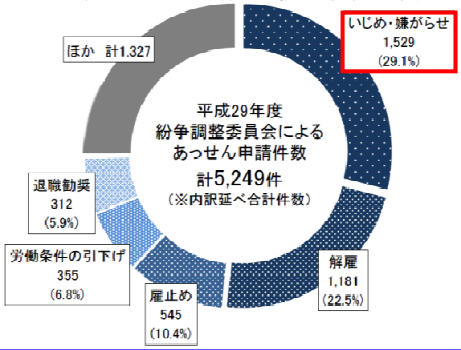


いじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)は、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度で、平成29年度の総合労働相談コーナーの民事上の個別労働紛争の相談件数では、72,067件と6年連続トップ。都道府県労働局長の助言・指導の申出では、2,249件で5年連続トップ。紛争調整委員会に所属する弁護士等のあっせん委員が原則1回2時間で紛争解決を促進するあっせんの申請では、1,529件で4年連続トップ。労使紛争の不動のワースト1の項目となっております。

また、平成29年度の精神障害の労災支給決定の決定要因では、506件中88件(第1位)が、(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことであり、パワハラをめぐり加害労働者や企業に賠償を命じた裁判も多数行われており、国も平成24年にパワラハの定義と防止対策に関する、円卓会議による提言を出しました。

パワハラの判断と防止対策、発生時の対応について総合的にお聴きします。

都道府件労働局の個別労働紛争解決制度



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

第4回 2019年12月3日(火)

改正労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法の施行を控え
「最新情報を交えた同一労働同一賃金への対応」

森法律事務所　所長　　弁護士　森　　美　穂　氏



平成29年のパート・契約社員、派遣労働者等の非正規労働者は、全労働者の37.3%を占めており、年齢によっては正社員の一般労働者と非正社員のパート労働者では時給ベースで最大2.2倍の賃金格差があり、同一労働同一賃金の観点から見て、問題があるケースが多い状況です。

また、平成30年6月には最高裁にて賃金格差をめぐる、有期契約社員に関するハマキョウレックス事件、定年後再雇用の嘱託社員に関する長澤運輸事件の判決も出されました。

平成30年12月には、どのような内容となるか企業の注目を浴びていた、同一労働同一賃金ガイドラインが発表され、2020年4月1日には、改正労働者派遣法とパートタイム・有期雇用労働法(中小企業は2021年)が施行されます。

企業には、非正規労働者の職務内容、人材活用のしくみ、その他の事情、ガイドラインを踏まえ、責任を含む業務内容と不合理とならない待遇を決める必要があります。

最新情報を交えた今後の非正規労働者管理をお聴きします。



厚生労働省パンフレットより

【講師プロフィール】

神戸大学法学部卒。平成14年弁護士事務所を開設。事業主団体等での労働問題に関する講演が多く、非正規労働者、メンタルヘルス・ハラスメント問題での講演、執筆も行う。経営法曹会議会員。愛知労働局紛争調整委員。愛知県中小企業特別労働相談員。元三重県労働委員会公益委員、元愛知県男女共同参画審議会委員

第5回 2020年2月21日(金)

民法改正による労働災害損害賠償権の時効変更等を考慮した
「企業に求められる
これからの労働災害、過労死、過労自殺等の防止対策」

庄司法律事務所 所長　弁護士　庄　司　俊　哉　氏



過労自殺等を含む精神障害の労災支給決定件数は毎年増加の一途をたどり、過労死を含む脳心臓疾患の労災支給決定件数は平成14年度以降高止まりの状態です。労働をめぐる裁判の高額判決、和解の10事例のうち、9事例が過重労働による健康障害に関するものです。

働き方改革関連法では過重労働防止に向けて、時間外労働の上限を設け、労働時間の把握の義務化、健康障害防止措置の拡充を行っております。

また、労働災害も死亡者数が減少する一方、休業4日以上の死傷者数、労災保険新規受給者数は、平成21年以降増加しリーマンショク後最高値となりました。

そんな中、労働災害等をめぐる損害賠償請求権の消滅時効が民法改正により2020年より、不法行為は従来の3年が5年(不法行為の時からは20年)、安全配慮義務の根拠となる債務不履行が従来の10年から5年(権利を行使できる時からは20年)に変更されます。

各種法改正の影響を考慮した、今後の労働災害、過労死、過労自殺等の防止対策についてお聴きします。

自殺を含む精神障害の労災支給決定件数



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する　90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。

対　象　企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者
社会保険労務士等の労働専門家

定　員　**150名**（各回定員になり次第締め切ります）

費　用　**会　員　1回　6,200円　5回　25,000円**（6,000円割引）
非会員　1回　8,200円　5回　33,000円（8,000円割引）
いずれも資料代・税を含みます。消費税改正時は、改正以降のお申し込みの1回の会費は変更となる場合があります。

連絡先　**一般社団法人　名北労働基準協会　総合受付**
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
電　話(052)961－1666　FAX(052)962－1670

会　場　**ウインクあいち（愛知県産業労働センター）**

電車の場合
JR・地下鉄・名鉄・近鉄）名古屋駅より
◎JR名古屋駅桜通口から　ミッドランドスクエア方面　徒歩5分
◎ユニモール地下街　5番出口　徒歩2分
◎名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル
名古屋クロスコートタワーを経由　徒歩8分
お車の場合
名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分　駐車場 123台収容



申込要領	申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。 実施機関（名北協会）より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

	名　称	所　在　地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	（一社）名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	（一社）名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	（一社）半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	（一社）刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29　ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先（実施機関） 一般社団法人　名北労働基準協会	三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　No.2036133 一般社団法人　名北労働基準協会	※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

2019年度 労働トラブル防止総合講座　申込書（コピー可）

事業場名		TEL FAX	（　　）　－ （　　）　－
事業内容		労働者数	人
所在地	〒		

ご出席者	氏　名	所属部署・職名	受講日（レを付けて下さい）
			□5回とも　□6月25日　□8月30日 □10月11日　□12月3日　□2月21日
			□5回とも　□6月25日　□8月30日 □10月11日　□12月3日　□2月21日

会費支払時期	月　　日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名　　・　　様)

会員番号※					

※会員番号　**名北協会のみ**郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。
※個人情報　この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

H31.3h